

## 重要事項説明書 (居宅介護支援)

### 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ライフケアサポート
代表者氏名	代表取締役 三浦 隆幸
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	札幌市東区東苗穂3条1丁目2番96号 (011) 785-6514 (011) 785-6513
法人設立年月日	平成19年7月3日

### 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 すまいる東苗穂
介護保険指定 事業者番号	0170203558
事業所所在地	札幌市東区東苗穂3条1丁目2番96号
連絡先 相談担当者名	(011) 785-1411 大美 美幸
事業所の通常の 事業の実施地域	札幌市全域・江別市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) ご利用者さまとご家族のご意向を大切にした介護サービスの種類や内容を検討し、サービス計画に基づいたご利用者さまが必要とするサービスを、いつも優しく笑顔をもって確実に提供されるように、他の介護サービス事業者とも連携を図り、安心・安全なサービスを行う。
運営の方針	(運営規程記載内容の要約) 要介護・要支援状態のご利用者さまに対して、心身の状態や特性を考慮しご利用者様がお持ちの機能を生かして、自立した生活を営むことが出来るための介護および支援を行います。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (※土、日、祭日休み)
営業時間	9:00～18:00

#### (4) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 大美 美幸
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 6名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 2名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人以上の場合において、40以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,554円	居宅介護支援費Ⅱ 7,187円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,328円	居宅介護支援費Ⅲ 4,308円

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,063 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2,552 円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2,042 円	入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(II)
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( I ) イ	4,084 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (I) イ 連携1回 (I) ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (II) イ 連携2回以上 (II) ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (III) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( I ) ロ	6,126 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( II ) イ	6,126 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( II ) ロ	7,657 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( III )	9,189 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	510 円	1月につき
	特 定 事 業 所 加 算 ( I )	5,298 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	特 定 事 業 所 加 算 ( II )	4,298 円	
	特 定 事 業 所 加 算 ( III )	3,297 円	
	特 定 事 業 所 加 算 ( A )	1,163 円	
特 定 事 業 所 医 療 介 護 連 携 加 算	1,276 円	特定事業所加算(I)、(II)又は(III)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)	
ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	

### 3 その他の費用について

① 交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。</p>
-------	--

#### 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

#### 5 利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料及びその他の費用の請求方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料及びその他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

（1）利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

（2）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

（3）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（4）病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

（5）当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用

状況は別紙のとおりです。

### 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 三浦 隆幸
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。  
(3) 苦情解決体制を整備しています。  
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### 8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求</p>

	<p>めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
--	---

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	人格侵害補償・経済的損害補償・管理財物補償・事故対応費用補償 対人見舞費用補償・使用不能損害補償

## 10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

### (1) 担当介護支援専門員

氏 名 \_\_\_\_\_ (連絡先: \_\_\_\_\_)

## 12 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1. 苦情や相談があった場合は、直ちに担当者が相手方に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい事情を聞き確認する。
2. 特に事業者に関する苦情である場合には、利用の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
3. 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へは必ず対応方針を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)
4. 事業者にあてて苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに共同でその対処を行う。なお苦情内容についてはサービス提供者会議での報告を行い、再発防止の対応方針を協議する。
5. 本事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：札幌市東区東苗穂3条1丁目2番96号 電話番号：(011) 785-1411 ファックス番号：(011) 785-1412 受付時間：AM9:00～PM18:00
札幌市保健福祉局保健福祉部 介護保険課	所在地：札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号：(011) 211-2547 ファックス番号：(011) 218-5187 受付時間：AM 9:00～PM 5:00
江別市保健福祉局保健福祉部 介護保険課	所在地：江別市高砂町6番地 電話番号：(011) 381-1067 受付時間：AM 9:00～PM 17:00
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	所在地：札幌市中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター2F 電話番号：(011) 632-0550 ファックス番号：(011) 613-5486 受付時間：AM 9:00～PM 5:00
北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目国保会館 電話番号：(011) 231-5161 ファックス番号：(011) 233-2178 受付時間：AM 9:00～PM 5:00

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

事業者	所在地	札幌市東区東苗穂3条1丁目2番96号
	法人名	株式会社 ライフケアサポート
	代表者名	代表取締役 三浦 隆幸
	事業所名	すまいる東苗穂
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	氏名	印
-----	----	---

代理人	氏名	印
-----	----	---



## 居宅介護支援業務の実施方法等について

### 1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

### 2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

### 3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

### 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

### 5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 利用者負担金について

- ① 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- ② 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

9 キャンセル等について

- ① 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

・連絡先（電話）：011（785）1411

- ② 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- ③ 利用者様は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）。

10 入院時における医療期間との連携について

入院時における医療期間との連携促進を図る為、入院時には担当ケアマネージャー氏名及び連絡先等入院先医療機関へお伝えいただけますようお願いいたします。

# 個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

### 2 使用する事業者の範囲

区分(支援・サービス)	所在地	事業所名
居宅介護支援	札幌市東区東苗穂3条1丁目2番96号	居宅介護支援事業所 すまいる東苗穂

### 3 使用する期間

令和 年 月 日から サービス提供期間

### 4 条件

- (1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 **すまいる東苗穂**  
株式会社 **ライフケアサポート** 殿

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※代理人を選任した場合

(代理人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(ご家族様代表) 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
(ご利用者様との関係 \_\_\_\_\_ )